人生無視 まるで棄民

ビキニ国賠訴訟 元乗組員証言

高松高裁

米国が太平洋・ビキニ環礁で1954年に強行した水爆実験で第五福竜丸乗組員をはじめ多くの日本マグロ漁船員が被ばくした「ビキニ核被災事件」。今日まで真相を隠し被害者救済を行ってこなかった日本政府の「国家的犯罪」を問うビキニ国賠訴訟控訴審の第2回口頭弁論が11日、高松高裁で開かれ、マグロ漁船・ひめ丸元乗組員の増本和馬さん（82）が証人尋問にたちました。

増本さんが原告側質問などに答える形ですすみました。ひめ丸は「昭和28年12月から32年8月まで合計13回ビキニに行った。海が荒れてもずぶぬれで作業し、風呂も洗濯も雨水か海水だった。食事は毎日毎食、魚を食べた。内臓、胃袋、えらについている身だ」と証言しました。仲間のことを聞かれた増本さんは「50歳で全部歯がなくなった人、白血病で死んだ人、がんで苦しんでいる」。

現在の心境を聞かれ、「日本国民でありながら国民としての扱いをしていない。国は私たちを疑い、苦しめるのか。私たちは人生を無視された棄民状態です。基本的人権を国はどう考えているのか、腹立たしい。ここに来れない原告や（亡くなった）仲間の代表として証言した」と語りました。

次回は、9月12日で、結審します。

高松高裁にむけて入廷行動をする原告の増本さん（左から3人目）ら＝11日、高松市

ビキニ核被災の「政治決着」

政府、戦犯釈放で取引

補償は限定、公文書に明記

米国が太平洋ビキニ環礁などで1954年に強行した水爆実験で第五福竜丸をはじめ日本のマグロ船乗組員が被ばくした「ビキニ核被災事件」。汚染マグロ船の入港が続いていたにもかかわらず55年1月に突如、米側が「見舞金」200万ドルを日本側に支払うことで「政治決着」しました。これに関して、当時の日本政府が「大規模な戦犯の解放と仮釈放」を取引材料にしながら、廃棄した汚染マグロの値など経済的損害だけに限定して決着させたことを示す日本側の公文書が見つかりました。

（阿部活士）

戦争を拡大した東条内閣の外相でA級戦犯（禁錮7年）の重光葵外相とアリソン米大使の会談に関する文書です。歴史研究者で名古屋大学大学院法学研究科研究員の高橋博子さんが、外務省に情報公開請求をして、2018年10月に開示されました。

文書は、「政治決着」直前の1954年12月27日、重光外相からアリソン氏に渡されたメモです。「この資料は日本政府が緊急で早めの解決を要すると考えられる問題のリスト」だと紹介。「ビキニ補償問題の解決」などとともに「大規模な戦犯の解放と仮釈放」として、「この問題を解決することで、米国政府の役割に対して日本の人々に好意的な態度をとらせ、ほかの政府の関心事である行動の面で、われわれの関係改善に向けて実質的に貢献するであろう」と結んでいます。

ビキニ被災問題にかかわる新たな日本側文書の発見は、国を被告にビキニ被災資料の開示を求めた「ビキニ国賠訴訟」の高知地裁判決（同年7月）の後のものです。司法さえないがしろにして、事件の実相を示す公文書を隠し続ける安倍政権と歴代自民党政権の隠ぺい体質の根深さを示しています。ビキニ国賠訴訟控訴審（高松高裁）での公平な審理がますます注目されます。

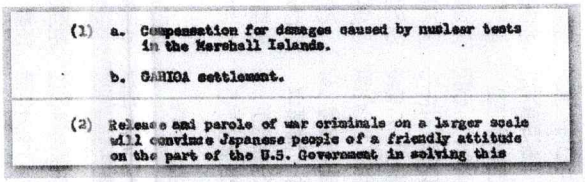

(1) a. Compensation for damages caused by nuclear tests in the Marshall Islands.

b. GARIOA settlement.

(2) Release and parole of war criminals on a larger scale will convince Japanese people of a friendly attitude on the part of the U.S. Government in solving this

重光外相が1954年12月27日、アリソン米大使に渡したメモ。「核実験による損害への補償」とともに、「大規模な戦犯の解放と仮釈放」を求めています

日本政府の責任は当時も現在も重大

文書を開示させた高橋さんの話　米国側の戦犯追及姿勢をさらに解除させる政治的思惑のために、ビキニ被災問題を使ったということです。日本国内には「慰謝料」として説明しながら米側が払った「見舞金」は経済的損失への補てんが主です。核被災によって生身の人間が被害をうけているにもかかわらず、米国の核実験を支持し、被害者を拡大させ、いまもって放置してきました。加害者の米国と一緒になって核実験の人体への影響を無視してきた日本政府の責任は、当時も現在も重大です。

ビキニ水爆被災問題とは、経済問題でなく、計り知れない人数の人命にかかわる深刻な影響をもたらす人道上の問題です。被害者をないがしろにしてきた事実が判明してもなお「継続的不法行為」を続ける行政府にたいし、三権分立が日本でも機能したといえる判断を示してほしい。人間のための、人命のための判決が必要です。

↓関連⑭面